

調査項目

<改善事項>

	項目（労基法関係）	関係法令等	内容
1	一斉休憩の除外 （12号事業場のみが対象）	労基法第34条第2項、給与条例第34条第2項、給与規則第66条の3第2号	事業場で働く職員全員に一斉に休憩時間を付与しない場合は、除外届出が提出されているか
2	【重点】 時間外勤務命令の徹底 （時間外勤務命令もれ）	労基法第37条、給与条例第15条、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（厚労省通知（H29.1.20基発0120第3号））	時間外勤務に当たり、命令が行われているか
3	【重点】 時間外勤務手当の支給		時間外勤務に対し、時間外勤務手当が支給されているか
4	三六協定の締結、更新 （12号事業場のみが対象）	労基法第36条	三六協定の締結（更新）が行われ、人事委員会に届出されているか
5	【重点】 三六協定の遵守 （12号事業場のみが対象）		協定で定める限度を超えて時間外勤務が行われていないか
6	【重点】 時間外勤務命令の上限規制の遵守	給与規則第67条の3の2	給与規則で定める上限時間を超えて時間外勤務が行われていないか
7	断続的な宿日直勤務の許可	労基則第23条	断続的な宿直又は日直勤務を行う場合には、許可申請を受けているか
8	断続的な宿日直勤務回数		宿日直勤務は、人事委員会の許可を受けた限度回数を守っているか

	項目（安衛法関係）	関係法令等	内容
9	労働時間の状況の把握	安衛法第66条の8の3、安衛則第52条の7の3	長時間労働者（管理職員を含む。）へ面接指導を実施するため、労働時間の状況の把握がされているか
10	医師による面接指導等の実施	安衛法第66条の8、安衛則第52条の2、3	長時間勤務を行った職員に対する医師による面接指導が、任命権者の基準により実施されているか
11	衛生管理者・産業医の選任報告書の提出 （職員が50人以上の事業場のみが対象）	安衛法第100条 【衛生管理者】 安衛法第12条、安衛令第4条、安衛則第7条 【産業医】 安衛法第13条、安衛令第5条、安衛則第13条	現在の衛生管理者・産業医について選任報告書が人事委員会に提出されているか
12	衛生委員会の開催 （職員が50人以上の事業場のみが対象）	安衛則第23条第1項	事業場に設置する衛生委員会が毎月1回以上開催されているか
13	衛生委員会の議事概要の保存	安衛則第23条第4項	衛生委員会における議事の概要が3年間保存されているか
14	衛生委員会の議事概要の周知	安衛則第23条第3項	衛生委員会の議事の概要が掲示、配布、庁内LAN等の方法により職員に周知されているか
15	衛生推進者の選任 （職員が10人以上50人未満の事業場のみが対象）	安衛則第12条の2、第12条の3	衛生推進者が選任されているか

16	定期健康診断の受診	安衛法第66条第1項、第5項、 安衛則第44条	対象職員全員が定期健康診断を受診しているか
17	定期健康診断結果報告書の提出 （職員が50人以上の事業場のみが対象）	安衛法第100条、安衛則第52条	定期健康診断結果報告書が人事委員会に提出されているか
18	特殊健康診断の受診	安衛法第66条第2項、有機則第29条、特化則第39条、鉛則第53条、高圧則第38条、電離則第56条	特殊業務の従事者について、特殊健康診断を受診させているか
19	特殊健康診断結果報告書の提出	安衛法第100条、有機則第30条の3、特化則第41条、鉛則第55条、高圧則第40条、電離則第58条	特殊業務に係る特殊健康診断結果報告書が人事委員会に提出されているか
20	労働者死傷病報告書の提出	安衛法第100条、安衛則第97条	職員が事業場内で負傷等により死亡し、又は1日以上休業した場合に労働者死傷病報告書が人事委員会に提出されているか
21	機械等の設置	安衛法第88条	対象となる機械等について、設置届が人事委員会に提出されているか （設置届は、機械等を設置する工事の30日前までに届出が必要）
22	機械等の定期自主検査（年次検査）	安衛法第45条第1項、第2項、 安衛令第15条	対象となる機械について、年1回の定期自主検査（年次検査）が実施されているか、また、法定の点検項目に係る点検状況の記録が3年間保存されているか
23	機械等の定期自主検査（月次検査）		対象となる機械について、月1回の定期自主検査（月次検査）が実施されているか、また、法定の点検項目に係る点検状況の記録が3年間保存されているか
24	作業主任者の選任	安衛法第14条	対象となる業務について、作業主任者が選任されているか
25	作業主任者名の掲示	安衛則第18条	対象となる業務について、作業主任者名が見やすい箇所に掲示されているか
26	従事者への特別教育	安衛法第59条第3項、安衛則第36条、第38条	対象となる業務の従事者について、特別教育を行い、また、受講者、科目等の記録が3年間保存されているか
27	リスクアセスメントの実施	安衛法第57条の3、安衛則第34条の2の7第1項	法令に規定された時期にリスクアセスメントを実施しているか
28	リスクアセスメントの実施結果等の記録、保存、周知	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメントを実施した場合に、当該記録の作成、保存及び周知がされているか
29	化学物質管理者の選任	安衛則第12条の5	リスクアセスメント対象物を製造し、取扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任しているか
30	保護具着用管理責任者の選任	安衛則第12条の6	リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を着用させる場合に保護具着用管理責任者を選任しているか
31	休養室等の設置 （職員が50人以上又は女性職員が30人以上の事業場のみが対象）	安衛則第618条、事務所則第21条	が床することのできる休養室又は休養所が男女別に設けられているか
32	その他執務室・機械等の管理	安衛法等	執務室、機械等について法令で定められている管理ができているか

<助言事項>

	項目	関係法令等	内容
1	客観的記録の活用 （教職員のみが対象）	—	客観的記録をもとに教職員の勤務時間の確認及び時間管理への活用がされているか
2	【重点】 長時間勤務の縮減 （教員のみが対象）	府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針(R1.7.11)	任命権者の定める方針等に沿って、教員の長時間勤務の縮減が進められているか （月に10日以上、退校時刻が19時以降の教員がいないか）
3	業務外での在庁 （教育委員会については、教員以外の職員が対象）	—	業務以外で勤務時間外に長時間在庁している職員がいないか、又は業務以外で勤務時間外に職員が在庁している日が多く見られないか
4	業務の偏在 （教育委員会については、教員以外の職員が対象）	「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（厚労省通知（R2.4.1基発0401第11号））	業務の集中や偏在に対する対策が取られているか （時間外勤務が一定以上で、かつ所属の平均時間外勤務時間数の2倍を超えている職員がいないか）
5	【重点】 週休日の振替	—	週休日の未振替者のうち、替わりの週休日を事前に決定できず、時間外勤務手当支給対象となっている職員がいないか
6	年次休暇の取得促進	—	年次休暇の5日以上の取得推進に向けた取組が行われているか
7	【重点】 夏季特別休暇の取得促進	—	夏季特別休暇の完全取得に向けた取組が行われているか （夏季特別休暇（5日）を完全取得しなかった職員がいないか）
8	医師による面接指導の実施（教職員）	安衛法第66条の8、安衛則第52条の2、3	長時間勤務を行った職員に対する医師による面接指導が、任命権者の基準により実施されているか
9	その他		職員の勤務環境等について、職場巡視等を通じて必要に応じ助言を実施